

平成28年 12月 定例教育委員会

日時 平成28年12月27日(火) 15:30～
場所 鳥取市教育センター 2階会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 1

【審議案件】

- (1) 議案第40号 鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について [学校教育課] P. 4
(2) 議案第41号 鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課] P. 7

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市教育委員会事務の自己点検・評価報告書について [教育総務課] [別冊]
(2) 鹿野地域小中一貫校の設置について [学校教育課] 当日配布

【報告事項】

- (1) 分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について [校区審議室] P. 26
(2) 平成28年度通学路合同点検の結果及び対策予定について [学校保健給食課] P. 28
(3) 鳥取市民体育館再整備の検討状況について [生涯学習・スポーツ課] P. 31
(4) 12月定例市議会一般質問教育長・事務局長答弁要旨について [各課等] [別冊]

【先回定例会の議事録】

[別冊]

【その他】

- (1) 次期委員会等の開催について
○教育委員会親睦会 平成28年12月27日(火) 18:30～ ホープスターとっとり
○1月定例教育委員会 平成29年1月27日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎4-3
○2月定例教育委員会 平成29年2月 日() : ~
- (2) 平成28年度市町村教育員研究協議会(文部科学省主催)について
日程:平成29年1月26日(木)、場所:九州大学会議室、出席委員:藤井委員様

① 行事報告（11月30日～12月27日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
11月	30	(水)	大正小学校へのグランドピアノ寄贈記念式	大正小学校
			きなんせ! English Worldキャラバン	賀露小学校
12月	1	(木)	尚徳大学修了式	文化ホール
			小・中学校講師研修会	若葉台小学校
			スポーツ推進委員協議会理事会	第二庁舎5階会議室
	2	(金)	12月定例市議会 開会(～12/19)	議場
			小・中学校初任者校外研修会	面影小学校
			小・中学校講師研修会	米里小学校
			漁業関係者の方と青谷中学校生徒による調理実習及び交流給食会	青谷中学校
			第2回子どもの読書活動推進委員会	第二庁舎5階会議室
	3	(土)	宇宙ふしぎ探検「月と金星の接近を見よう・撮ろう」	さじアストロパーク
	4	(日)	「鳥取文芸」の集い	白兔会館
			河原地域バスケットボール大会	河原町総合体育館
	5	(月)	小・中学校講師研修会	桜ヶ丘中学校
			第2回社会教育委員会議	文化センター
			こころのプロジェクト「夢の教室」事業	稲葉山小、西郷小、米里小、宝木小
	6	(火)	第62回青少年読書感想文全国コンクール鳥取県大会表彰式	鳥取県立図書館
			漁業関係者の方と青谷中学校生徒による調理実習及び交流給食会	青谷中学校
			こころのプロジェクト「夢の教室」事業	末恒小学校
	7	(水)	きなんせ! English Worldキャラバン	面影小学校
			梨生産者の方と佐治小学校児童による交流給食会	佐治小学校
	8	(木)	生徒指導専任相談員研修会	教育センター
			小・中学校講師研修会	津ノ井小学校・浜村小学校
			鮮魚加工販売業者の方と賀露小学校児童による交流給食会	賀露小学校
			第3回Geoベース会議	サイクリングターミナル砂丘の家
			民俗行事「八日吹き」「すす払い」	河原町歴史民俗資料館
	9	(金)	小・中学校初任者校外研修会	津ノ井小学校
	10	(土)	輝く青少年を考える会	文化センター
			きなんせ! English World	教育センター
第21回クリスマス謝恩コンサート			さじアストロパーク	
11	(日)			
12	(月)	学力向上研修会	国府町コミュニティセンター	
13	(火)	小・中学校講師研修会	醇風小学校	
		白ねぎ生産者の方と鹿野小学校児童による交流給食会	鹿野小学校	
		福部はくさい生産者の方と福部未来学園小学校児童による交流給食会	福部未来学園小学校	
		漁業関係者の方と西中学校生徒による交流給食会	西中学校	
		宇宙ふしぎ探検「ふたご座流星群を観察しよう」(～12/14)	さじアストロパーク	

14	(水)	鮮魚加工販売業者の方と城北小学校児童による交流給食会	城北小学校
15	(木)	第3回鳥取市教育支援委員会	教育センター
16	(金)	第4回鳥取市校区審議会	神戸小、美和小、江山中
17	(土)	平成28年度 第1回歴史講座 「川六のおしゃれ心」	気高町コミュニティセンター
18	(日)		
19	(月)	第1回鳥取市小中学校道徳郷土資料「鳥取市の志」作成検討委員会	教育センター
		食育の日「とっとりふるさと探検日」(用瀬:原木しいたけ、佐治:りんご)	市立小中学校
		鮮魚加工販売業者の方と若葉台小学校児童による交流給食会	若葉台小学校
20	(火)	学校事務共同実施責任者会	教育センター
		漁業関係者の方と西中学校生徒による交流給食会	西中学校
21	(水)		
22	(木)		
23	(祝)	学校対抗マスターズ駅伝inとっとり	とりぎんバードスタジアム
		河原地域バスケットボール大会	河原町総合体育館
24	(土)	宙クリスマスinさじアストロパーク	さじアストロパーク
25	(日)		
26	(月)		
27	(火)	12月定例教育委員会	教育センター

② 行事予定（12月28日～1月27日）

月	日	曜日	行 事 等	場 所
12月	28	(水)	教育委員会仕事納め式	第二庁舎5階会議室
	29	(木)		
	30	(金)		
	31	(土)		
1月	1	(祝)	元日	
	2	(月)	振替休日	
	3	(火)	第7回鳥取市新春健康マラソン大会	コカ・コーラウエストスポーツパーク
			平成29年鳥取市成人式	とりぎん文化会館
	4	(水)	教育委員会仕事始め式	第二庁舎5階会議室
			新年市民合同祝賀会	ホテルニューオータニ鳥取
	5	(木)		
	6	(金)	JICA中国ジャマイカ派遣職員市長表敬訪問	秘書課第1応接室
			民俗行事「七草がゆ」「鳥追い」	河原町歴史民俗資料館
	7	(土)		
	8	(日)		
	9	(祝)	鳥取市武道館稽古始め及び鏡開き式	鳥取市武道館
			親子でいっしょに楽しむ講座⑧	中央図書館
	10	(火)	LD等専門員・通級担当者連絡会	教育センター
	11	(水)	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	12	(木)		
	13	(金)	石浦関おめでとう献立	鳥取地域各小中学校
	14	(土)	平成28年度 第2回歴史講座 「下坂本清合遺跡の発掘調査成果について」	気高町コミュニティセンター
	15	(日)	河原町囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	16	(月)	教職員人事ヒアリング（～20日）	教育委員室
	17	(火)		
	18	(水)		
	19	(木)	水泳教室閉講式	智頭リプル
			食育の日「とっとりふるさと探検日」（鳥取市河内：さといも）	市立小中学校
	21	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」	こども科学館
			回想法～思い出語りは元気のもと～ 講師：山田節子さん	気高図書館
	22	(日)		
23	(月)	第7回教育課程等検討会	教育センター	
		らっきょう生産者の方と明德小学校児童による交流給食会	明德小学校	
24	(火)	第5回鳥取市校区審議会	本庁舎4階第2会議室	
		全国学校給食週間「テーマ：とっとりっ子のいただきます！～みんなで考え わくわく学ぶ学校給食～」(1/24～1/30)	市立小中学校	
25	(水)			
26	(木)	第4回鳥取環境大学教育研究審議会	鳥取環境大学	
		第2回鳥取市小中学校道徳郷土資料「鳥取市の志」作成検討委員会	教育センター	
		第32回Jリーグ関係自治体等連絡協議会（～1/27）	栃木県宇都宮市	
27	(金)	1月定例教育委員会	本庁舎4階第3会議室	

議案第40号 鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

小中一貫教育を施す「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」を設置するにあたり、規則の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 「鳥取市立湖南学園小学校」及び「鳥取市立福部未来学園小学校」を「中学校併設型小学校」、「鳥取市立湖南学園中学校」及び「鳥取市立福部未来学園中学校」を「小学校併設型中学校」とし、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す教育課程の編成をすることとします。(第3条の2関係)
- (2) その他所要の整理を行うこととします。(第64条関係)

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行することとします。

議案第40号

鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 木下法広

鳥取市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校及び中学校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の編成）

第3条の2 次の表の左欄に掲げる小学校（次項において「中学校併設型小学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（次項において「小学校併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。

中学校併設型小学校	小学校併設型中学校
鳥取市立湖南学園小学校	鳥取市立湖南学園中学校
鳥取市立福部未来学園小学校	鳥取市立福部未来学園中学校

2 前項の場合において、教育課程を編成しようとするときは、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長との間であらかじめ協議するものとする。

第64条第1項中「(昭和22年文部省令第11号)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

小中一貫教育を施す「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」を設置するためである。

鳥取市立小学校及び中学校管理規則（平成14年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前						
<p>○鳥取市立小学校及び中学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号 第1条から第3条まで（略）</p> <p><u>（中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の編成）</u> 第3条の2 <u>次の表の左欄に掲げる小学校（次項において「中学校併設型小学校」という。）及び同表の右欄に掲げる中学校（次項において「小学校併設型中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9の規定により、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="890 1182 1029 2065"> <tr> <td>中学校併設型小学校</td> <td>小学校併設型中学校</td> </tr> <tr> <td>鳥取市立湖南学園小学校</td> <td>鳥取市立湖南学園中学校</td> </tr> <tr> <td>鳥取市立福部未来学園小学校</td> <td>鳥取市立福部未来学園中学校</td> </tr> </table> <p>2 <u>前項の場合において、教育課程を編成しようとするときは、中学校併設型小学校の校長と小学校併設型中学校の校長との間であらかじめ協議するものとする。</u></p> <p>第4条から第63条まで（略）</p> <p>第64条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則第28条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">（以下 略）</p>	中学校併設型小学校	小学校併設型中学校	鳥取市立湖南学園小学校	鳥取市立湖南学園中学校	鳥取市立福部未来学園小学校	鳥取市立福部未来学園中学校	<p>○鳥取市立小学校及び中学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号 第1条から第3条まで（略）</p> <p>第4条から第63条まで（略）</p> <p>第64条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">（以下 略）</p>
中学校併設型小学校	小学校併設型中学校						
鳥取市立湖南学園小学校	鳥取市立湖南学園中学校						
鳥取市立福部未来学園小学校	鳥取市立福部未来学園中学校						

議案第41号 鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

地域に開かれた学校運営と公共施設の有効利活用を図ることを目的とします。

2 改正の内容

次のとおり施設の開放期間を変更することとします。

(1) 別表第1関係

開放する施設		変更後	変更前
校庭	富桑小学校、城北小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、美保南小学校、湖山西小学校	休業日において、4月から翌年3月の開放時間を午前9時から午後9時までとする。	休業日において、4月から10月の開放時間を午前9時から午後9時、11月から翌年3月の開放時間を午前9時から午後4時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月の開放時間を午後5時から午後9時までとする。	休業日以外の日において、4月から10月までの開放時間を午後5時から午後9時までとする。
	醇風小学校	休業日において、4月から翌年3月の開放時間を午前9時から午後9時30分までとする。	休業日において、4月から10月の開放時間を午前9時から午後9時30分、11月から翌年3月の開放時間を午前9時から午後4時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後9時30分までとする。	休業日以外の日において、4月から10月までの開放時間を午後5時から午後9時30分までとする。
	久松小学校、美和小学校、若葉台小学校	休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後10時までとする。	休業日において、4月から10月までの開放時間を午前9時から午後10時、11月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後4時までとする。

		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、4月から10月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。
	日進小学校、面影小学校	休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後10時までとする。	休業日において、4月から11月までの開放時間を午前9時から午後10時、12月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後4時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、4月から11月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。
	湖南学園小学校	休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、4月から10月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。
	賀露小学校、大正小学校、明治小学校、末恒小学校、米里小学校、江山中学校、高草中学校	休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後5時までとする。	休業日において、4月から10月までの開放時間を午前9時から午後5時、11月から翌年3月までの開放時間を午前9時から午後4時までとする。

(2) 別表第2関係

開放する施設		変更後	変更前
校庭	夜間照明を有しないもの	休日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前6時から午後8時までとする。	休日において、4月から9月までの開放時間を午前6時から午後8時、10月から翌年3月までの開放時間を午前6時から午後7時までとする。
		休日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後8時までとする。	休日以外の日において、4月から9月までの開放時間を午後5時から午後8時、10月から翌年3月までの開放

			時間を午後5時から午後7時までとする。
--	--	--	---------------------

(3) 別表第3関係

開放する施設	変更後	変更前
校庭	休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、4月から11月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。

(4) 別表第4関係

開放する施設		変更後	変更前
校庭	夜間照明を有するもの	休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後10時までとする。	休業日において、5月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後10時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後6時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、5月から10月までの開放時間を午後6時から午後10時までとする。
	夜間照明を有しないもの	休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後6時までとする。	休業日において、5月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後6時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後6時から午後9時までとする。	休業日以外の日において、5月から10月までの開放時間を午後6時から午後9時までとする。
体育館		休業日において、4月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後10時までとする。	休業日において、5月から翌年3月までの開放時間を午前10時から午後10時までとする。
		休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。	休業日以外の日において、5月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後10時までとする。

(5) 別表第8 関係

開放する施設	変更後	変更前
校庭	休業日以外の日において、4月から翌年3月までの開放時間を午後5時から午後6時までとする。	休業日以外の日において、4月から11月までの開放時間を午後5時から午後6時までとする。

3 施行期日

この規則は、平成29年1月1日から施行することとします。

議案第41号

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を次のように改正する。

平成28年12月27日提出

鳥取市教育委員会

教育長 木下法広

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する
規則

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年鳥取市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の表校庭の部中

富桑小学校、城北小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、美保南小学校、湖山西小学校	休業日	4月から10月まで	午前9時から午後9時まで
		11月から翌年3月まで	午前9時から午後4時まで
	上記以外の日	4月から10月まで	午後5時から午後9時まで
		11月から翌年3月まで	
醇風小学校	休業日	4月から10月まで	午前9時から

		月まで	午後 9 時 3 0 分まで
		1 1 月から翌年 3 月まで	午前 9 時から午後 4 時まで
	上記以外の日	4 月から 1 0 月まで	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで
		1 1 月から翌年 3 月まで	/
久松小学校、美和小学校、 若葉台小学校	休業日	4 月から 1 0 月まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
		1 1 月から翌年 3 月まで	午前 9 時から午後 4 時まで
	上記以外の日	4 月から 1 0 月まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで
		1 1 月から翌年 3 月まで	/
日進小学校、面影小学校	休業日	4 月から 1 1 月まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
		1 2 月から翌年 3 月まで	午前 9 時から午後 4 時まで
	上記以外の日	4 月から 1 1 月まで	午後 5 時から

を

		月まで	午後10時まで
		12月から翌年3まで	
修立小学校、稲葉山小学校、美保小学校、世紀小学校、岩倉小学校、中ノ郷小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで
遷喬小学校、明德小学校、倉田小学校、神戸小学校、浜坂小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
湖南学園小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
	上記以外の日	4月から10月まで	午後5時から午後10時まで
		11月から翌年3月まで	
賀露小学校、大正小学校、明治小学校、未恒小学校、米里小学校、江山中学校、	休業日	4月から10月まで	午前9時から午後5時まで
		11月から翌	午前9時から

高草中学校		年3月まで	午後4時まで
-------	--	-------	--------

修立小学校、富桑小学校、 稲葉山小学校、城北小学校、 美保小学校、世紀小学校、 湖山小学校、津ノ井小学校、 岩倉小学校、美保南小学校、 湖山西小学校、中ノ郷小学 校	休業日	4月から翌年 3月まで	午前9時から 午後9時まで
	上記以外の日	4月から翌年 3月まで	午後5時から 午後9時まで
醇風小学校	休業日	4月から翌年 3月まで	午前9時から 午後9時30 分まで
	上記以外の日	4月から翌年 3月まで	午後5時から 午後9時30 分まで
久松小学校、遷喬小学校、 日進小学校、明德小学校、 倉田小学校、面影小学校、 神戸小学校、美和小学校、 湖南小学校、浜坂小学校、 若葉台小学校	休業日	4月から翌年 3月まで	午前9時から 午後10時ま で
	上記以外の日	4月から翌年 3月まで	午後5時から 午後10時ま で
賀露小学校、大正小学校、 明治小学校、末恒小学校、 米里小学校、江山中学校、 高草中学校	休業日	4月から翌年 3月まで	午前9時から 午後5時まで

改める。

別表第2の表夜間照明を有しないものの部中

開放する日	開放する時間	
	4月から9月まで	10月から翌年3月まで
休日	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後7時まで
上記以外の日	午後5時から午後8時まで	午後5時から午後7時まで

を

開放する日	開放する時間
休日	午前6時から午後8時まで
上記以外の日	午後5時から午後8時まで

に

改める。

別表第3の表校庭の部中

開放する日	開放する時間	
	4月から11月まで	12月から翌年3月まで
休業日	午前9時から午後10時まで	
4月から11月までの期間 で上記以外の日	午後5時から午後10時まで	

を

開放する日	開放する時間
休業日	午前9時から午後10時まで
上記以外の日	午後5時から午後10時まで

に

改める。

別表第4の表スポーツ開放の部中

開放する施設		開放する日	開放する時間	
			5月から10月 まで	11月から翌 年3月まで
校庭	夜間照明	休業日	午前10時から午後10時まで	
	を有する もの	5月から10月までの 期間で上記以外の日	午後6時から午 後10時まで	を
	夜間照明	休業日	午前10時から午後6時まで	
	を有しな いもの	5月から10月までの 期間で上記以外の日	午後6時から午 後9時まで	を
体育館		休業日	午前10時から午後10時まで	
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで	

開放する施設		開放する日	開放する時間
校庭	夜間照明	休業日	午前10時から午後10時まで
	を有する もの	上記以外の日	午後6時から午後10時まで
	夜間照明	休業日	午前10時から午後6時まで
	を有しな いもの	上記以外の日	午後6時から午後9時まで
体育館		休業日	午前10時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで

改める。

別表第8の表校庭の部中

開放する日	開放する時間	
	4月から11月まで	12月から翌年3月まで
休業日	午前9時から午後6時まで	
4月から11月までの期間 で上記以外の日	午後5時から午後6 時まで	

を

開放する日	開放する時間	
休業日	午前9時から午後6時まで	
上記以外の日	午後5時から午後6時まで	

に

改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

提案理由

地域に開かれた学校運営と公共施設の有効利活用を図ることを目的とする。

鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和51年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正後		改正前																			
<p>○鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条～第9条（略）</p> <p>別表第1（第5条関係） 鳥取区域（平成16年10月31日における鳥取市の区域をいう。） (1)（略） (2) スポーツ開放</p>		<p>○鳥取市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 昭和51年3月12日 鳥取市教育委員会規則第1号 第1条～第9条（略）</p> <p>別表第1（第5条関係） 鳥取区域（平成16年10月31日における鳥取市の区域をいう。） (1)（略） (2) スポーツ開放</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開放する施設</th> <th>開放する日</th> <th>期間</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">校庭</td> <td rowspan="2">夜間照明を有するもの小学校、<u>富桑小学校</u>、<u>稲葉山小学校</u>、<u>城北小学校</u>、<u>世紀小学校</u>、<u>美保小学校</u>、<u>湖山小学校</u>、<u>津ノ井小学校</u>、<u>岩倉小学校</u>、<u>美保南小学校</u>、<u>湖山西小学校</u>、<u>中ノ郷小学校</u></td> <td>4月から翌年3月まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>4月から翌年3月まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> </tr> </tbody> </table>	開放する施設	開放する日	期間	開放する時間	校庭	夜間照明を有するもの小学校、 <u>富桑小学校</u> 、 <u>稲葉山小学校</u> 、 <u>城北小学校</u> 、 <u>世紀小学校</u> 、 <u>美保小学校</u> 、 <u>湖山小学校</u> 、 <u>津ノ井小学校</u> 、 <u>岩倉小学校</u> 、 <u>美保南小学校</u> 、 <u>湖山西小学校</u> 、 <u>中ノ郷小学校</u>	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開放する施設</th> <th>開放する日</th> <th>期間</th> <th>開放する時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">校庭</td> <td rowspan="2">夜間照明を有するもの小学校、<u>富桑小学校</u>、<u>湖山小学校</u>、<u>津ノ井小学校</u>、<u>美保南小学校</u>、<u>湖山西小学校</u></td> <td>4月から10月まで</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>11月から翌年3月まで</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	開放する施設	開放する日	期間	開放する時間	校庭	夜間照明を有するもの小学校、 <u>富桑小学校</u> 、 <u>湖山小学校</u> 、 <u>津ノ井小学校</u> 、 <u>美保南小学校</u> 、 <u>湖山西小学校</u>	4月から10月まで	午前9時から午後9時まで	11月から翌年3月まで	午前9時から午後4時まで
開放する施設	開放する日	期間	開放する時間																		
校庭	夜間照明を有するもの小学校、 <u>富桑小学校</u> 、 <u>稲葉山小学校</u> 、 <u>城北小学校</u> 、 <u>世紀小学校</u> 、 <u>美保小学校</u> 、 <u>湖山小学校</u> 、 <u>津ノ井小学校</u> 、 <u>岩倉小学校</u> 、 <u>美保南小学校</u> 、 <u>湖山西小学校</u> 、 <u>中ノ郷小学校</u>	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで																		
		4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで																		
開放する施設	開放する日	期間	開放する時間																		
校庭	夜間照明を有するもの小学校、 <u>富桑小学校</u> 、 <u>湖山小学校</u> 、 <u>津ノ井小学校</u> 、 <u>美保南小学校</u> 、 <u>湖山西小学校</u>	4月から10月まで	午前9時から午後9時まで																		
		11月から翌年3月まで	午前9時から午後4時まで																		

				12月から翌年3月まで	午前9時から午後4時まで
			上記以外の日	4月から11月まで	午後5時から午後10時まで
				12月から翌年3月まで	
			休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時まで
		修立小学校、稲葉山小学校、美保小学校、世紀小学校、岩倉小学校、中ノ郷小学校	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時まで
			休業日	4月から翌年3月まで	
		遷番小学校、明徳小学校、倉田小学校、神戸小学校、浜坂小学校	上記以外の日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後10時まで
		湖南学園小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後10時まで
			上記以外の日	4月から10月まで	午前9時から午後5時から午後10時まで
				11月から翌年3月まで	

	夜間照明を有しないもの	賀露小学校、大正小学校、明治小学校、末恒小学校、米里小学校、江山中学校、高草中学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
体育館	富桑小学校、城北小学校、世紀小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、高草中学校	東郷小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後8時まで
			休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後9時から午後5時まで
体育館	富桑小学校、城北小学校、世紀小学校、湖山小学校、津ノ井小学校、高草中学校	醇風小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後5時から午後9時30分まで
			休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後9時から午後5時30分まで
	夜間照明を有しないもの	賀露小学校、大正小学校、明治小学校、末恒小学校、米里小学校、江山中学校、高草中学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
体育館	日進小学校	日進小学校	休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後9時30分まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後9時から午後5時30分まで
			休業日	4月から翌年3月まで	午前9時から午後5時まで
			上記以外の日	4月から翌年3月まで	午後9時から午後5時30分まで

(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、 一部改正〔平成19年教委規則2号〕) 国府区域 (平成16年10月31日における国府町の区域をいう。)		(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、 一部改正〔平成19年教委規則2号〕) 国府区域 (平成16年10月31日における国府町の区域をいう。)	
開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下これらの日を「休日等」という。)	午前6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
スポーツ開放	校庭	休日	午前6時から午後8時まで
	夜間照明を有しないもの	上記以外の日	午後5時から午後8時まで
スポーツ開放	体育館	休日等	午前6時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
スポーツ開放	校庭	日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下これらの日を「休日等」という。)	午前6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
スポーツ開放	校庭	休日	午前6時から午後8時まで
	夜間照明を有しないもの	上記以外の日	午後5時から午後8時まで
スポーツ開放	体育館	休日等	午前6時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで

(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、 一部改正〔平成19年教委規則2号〕) 国府区域 (平成16年10月31日における国府町の区域をいう。)		(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、 一部改正〔平成19年教委規則2号〕) 国府区域 (平成16年10月31日における国府町の区域をいう。)	
開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下これらの日を「休日等」という。)	午前6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
スポーツ開放	校庭	休日	午前6時から午後8時まで
	夜間照明を有しないもの	上記以外の日	午後5時から午後8時まで
スポーツ開放	体育館	休日等	午前6時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで

別表第3 (第5条関係)

(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕)

別表第3 (第5条関係)

(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕)

福部区域（平成16年10月31日における福部村の区域をいう。）			
開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前9時から午後10時まで
		4月から11月までの期間で上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	体育館	休業日	午前9時から午後10時まで
スポーツ開放	水泳プール	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
		夏季休業日	午後1時から午後4時まで

福部区域（平成16年10月31日における福部村の区域をいう。）			
開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前9時から午後10時まで
		上記以外の日	午後5時から午後10時まで
	体育館	休業日	午前9時から午後10時まで
スポーツ開放	水泳プール	上記以外の日	午後5時から午後10時まで
		夏季休業日	午後1時から午後4時まで

別表第4（第5条関係）
（本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕）

河原区域（平成16年10月31日における河原町の区域をいう。）

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前10時から午後10時まで
		5月から10月までの期間で上	午後6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	休業日	午前10時から午後10時まで

別表第4（第5条関係）
（本表…追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕）

河原区域（平成16年10月31日における河原町の区域をいう。）

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	校庭	休業日	午前10時から午後10時まで
		上記以外の日	午後6時から午後10時まで
	夜間照明を有するもの	休業日	午前10時から午後10時まで

夜間照明を有しないもの	記以外の日	午前10時から午後6時まで
		午後6時から午後9時まで
		午後9時まで
体育館	休業日	午前10時から午後10時まで
	上記以外の日	午後5時から午後10時まで

夜間照明を有しないもの	休業日	午前10時から午後6時まで
		午後6時から午後9時まで
		午後9時まで
体育館	休業日	午前10時から午後10時まで
	上記以外の日	午後5時から午後10時まで

別表第8 (第5条関係)
(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕)
鹿野区域 (平成16年10月31日における鹿野町の区域をいう。)

別表第8 (第5条関係)
(本表・・・追加〔平成16年教委規則48号〕、
一部改正〔平成19年教委規則2号〕)
鹿野区域 (平成16年10月31日における鹿野町の区域をいう。)

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
			4月から11月まで
			12月から翌年3月まで
遊び場開放及びスポーツ開放	校庭	休業日 4月から11月までの期間で上記以外の日	午前9時から午後6時まで
			午後5時から午後6時まで
			午後6時まで
体育館	体育館	休業日 上記以外の日	午前9時から午後10時まで
			午後5時から午後10時まで

開放の種類	開放する施設	開放する日	開放する時間
			午前9時から午後6時まで
			午後5時から午後6時まで
遊び場開放及びスポーツ開放	校庭	休業日 上記以外の日	午前9時から午後6時まで
			午後5時から午後6時まで
			午後6時まで
体育館	体育館	休業日 上記以外の日	午前9時から午後10時まで
			午後5時から午後10時まで

報告事項（１）

定例教育委員会報告資料	
平成２８年１２月２７日	
担当課	教育総務課校区審議室
電話(内線)	２０－３０８９（５１５５）

分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について

本市の学校区については、「鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に定められております。このたび、分譲宅地造成工事に伴う開発予定があり、通学区域について確認したところ、中学校区については高草中学校、小学校区については大正小学校と世紀小学校と、２つの学校区に分かれることがわかりました。

このことから、通学路、地域との関わり等を鑑み、当地域の通学区域をどのようにすべきか検討する必要があると考え、下記のとおり校区審議会において意見を伺うこととします。

記

1 開発予定地について

別紙のとおり

2 経過等

- 平成２８年１０月 建築指導課より、徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発行為の事前協議があった旨の報告を受け、校区の確認を行う。
- 平成２８年１１月 土地開発業者等から今後の予定等の聴き取りを行う。周辺の状況、現状の通学路等について現地確認を行う。
- 平成２８年１２月 大正地区区長会長、大正地区まちづくり協議会会長、高草団地町内会長、徳尾町内会長、大正地区公民館長に、状況説明を行う。

3 今後の予定について

- ・第４回校区審議会において現地視察（１２月１６日）
- ・第５回校区審議会において協議、意見集約（１月２４日）
- ・校区審議会の意見報告並びに通学区域についての提案（１月定例教育委員会）

4 参考

「鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」抜粋

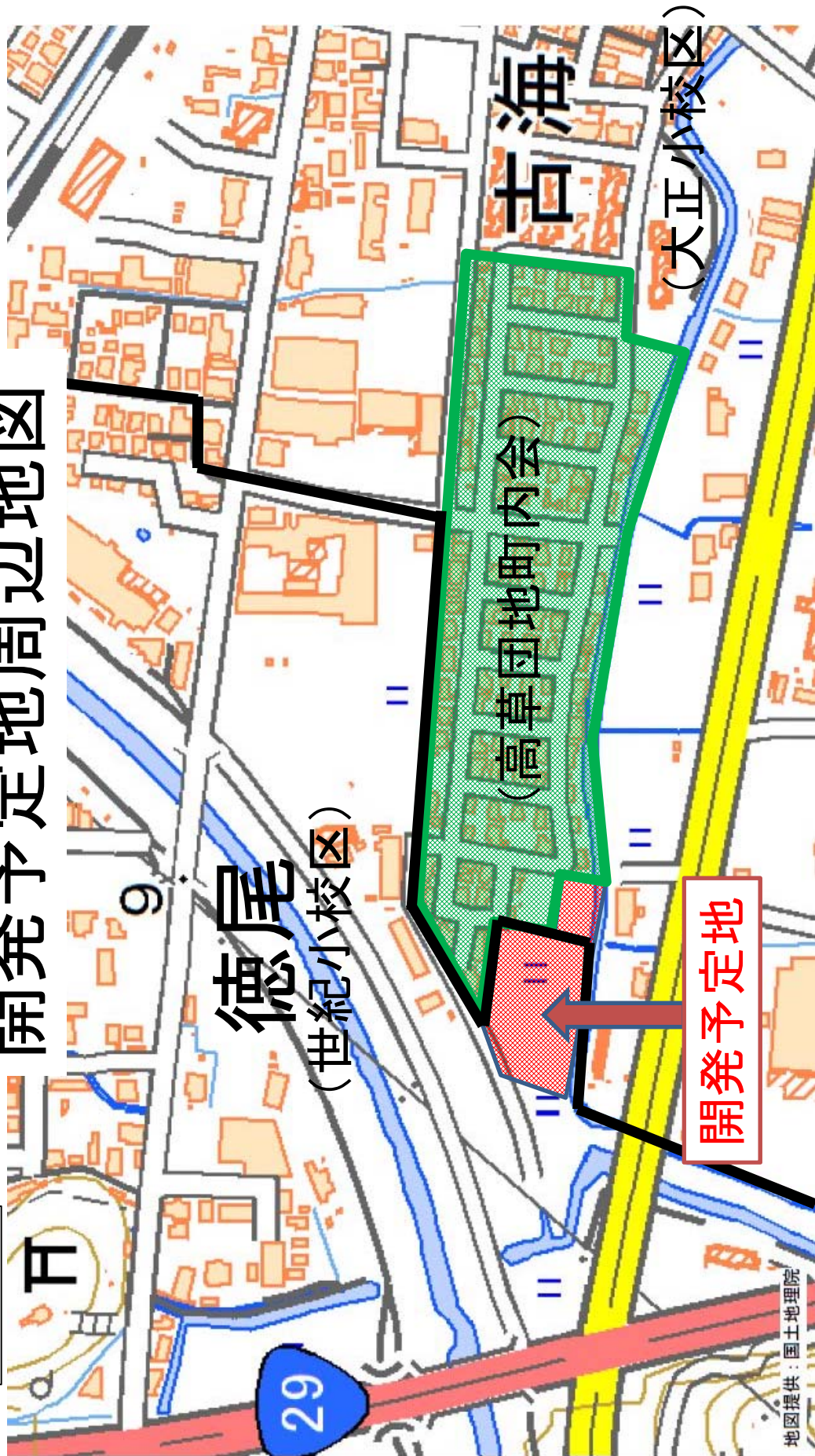
(通学区域)

第２条 小学校及び中学校の通学区域(以下「学区」という。)は、別表のとおりとする。
別表(第２条関係)

学校名	通学区域
大正小学校	古海、菖蒲、服部、野寺、南安長一丁目の一部、緑ヶ丘一丁目の一部
世紀小学校	上原の一部、尾崎の一部、上段、下段、大塚、野坂、宮谷、大桝、嶋、徳尾、徳吉、里仁、桂見、布勢、高住、良田、岩吉(西日本旅客鉄道山陰本線以北の地区を除く。)、五反田町、南安長二丁目の一部、南安長三丁目の一部、緑ヶ丘一丁目の一部、緑ヶ丘二丁目の一部、緑ヶ丘三丁目の一部

(別紙)

開発予定地周辺地図



児童数(H28.5.1)

大正小:149人、世紀小:349人

報告事項（２）

定例教育委員会 資料	
年月日	平成２８年１２月２７日
担当課	教育委員会 学校保健給食課

平成２８年度 通学路合同点検の結果及び対策予定について

- ◆ 点検実施時期 平成２８年７月２８日から８月２４日
- ◆ 点 検 結 果 ４７件の対策を実施予定

平成２８年度通学路合同点検対策整理表

学校数	合同点検実施箇所	対策必要箇所	必要対策数
小学校（１７校）	３７	３７	４２
中学校（３校）	５	５	５
合 計	４２	４２	４７

- ※ 対策必要箇所・・・合同点検実施箇所から対策不要箇所及び対策困難箇所を除いた箇所
- ※ 必要対策数・・・対策必要箇所における実施者別の対策数（国、県、市町村、警察等）

平成28年度通学路新規危険箇所リスト(点検結果)

点検箇所数	必要対策数	学校名	地図番号	道路名	道路管理者	対策実施者(見込)	対策要望	対策者	実施時期(年度)	対策内容
1	1	美保小	28-1	市道吉成大覚寺1号線	市	市	路側帯(グリーンゾーン)の設置	市道路課	H29	ラインをどちらか一方に引く
2	2	"	28-2	県道八坂鳥取停車場線	県	県	歩道が狭く危険なため、歩道の拡幅	県土整備	H29	歩道の拡幅を行う
3	3	富桑小	28-1	市道西品治41号線、市道西品治42号線	市	市・警察	横断歩道の設置(2カ所)及び路側帯の緑色塗装	警察	H28	横断歩道の設置(2ヶ所)については、実施する方向で検討する
	市道路課							未定	グリーンゾーンの設置は、全体的な基準を整理する中で検討する	
4	5	"	28-2	市道西品治行徳2号線	市	市	電柱の移設	学校	H28	電柱の移設は実施困難なため、通学指導の徹底により対応
5	6	明德小	28-1	市道瓦町行徳1号線	市	市	歩道が狭く危険である	警察	H28	標示の補修を実施する(見回り等の状況把握の実施)
6	7	"	28-2	主要地方道鳥取港線	県	県	見通しが悪く車両・歩行者が確認しにくく危険	警察	H28	横断歩道の補修(見回り等の状況把握の実施)
7	8	米里小	28-1	市道中大路1号線	市	市・警察	止まれ標識が横断歩道部分に近い ため、もっと手前への絵図標識設置	市農村整備課	H28	農道から市道に接続する手前に指導線を引く
8	9	"	28-2	市道中大路雲山線	市	市	転落防止のためのL字型のような	市道路課	H29	柵の設置は不可のため、通学指導の徹底を図る
9	10	"	28-3	市道中大路雲山線	市	市・警察	時間帯進入禁止の標識を大きくしてほしい。	市道路課	H29	指導線を引く
10	11	城北小	28-1	市道南安長区画5号線	市	市・警察	カーブに指導線を引く。可能なら横断歩道設置	市道路課	H29	指導線を引く
11	12	"	28-3	市道南安長区画16号線	市	市・警察	十字交差点マーク設置。可能なら横断歩道設置	警察	H28	停止線の補修を行う
12	13	大正小	28-1	市道古海54号線	市	市	歩道がなく危険なため、歩道設置	警察	H29	横断歩道の移設
	市道路課							H29	横断歩道の移設に伴い外側線を引く	
13	15	"	28-2	市道古海33号線	市	市	車道から児童が見えにくい。注意喚起できるものを設置	市協働推進課	H28	たまり場にストップマーク設置
14	16	世紀小	28-1	主要地方道鳥取河原用瀬線	県	県	道幅狭く、カーブで危険。バス停車帯の設置	県土整備	H28	水路に蓋をして歩道を確保する(バス停車帯の設置は不可のため)
15	17	"	28-2	市道古海高住線	市	市	急に歩道がなくなり、狭い通行帯を通る。歩道の設置	学校	H28	歩道設置は困難なため、通学指導の徹底を行う
16	18	"	28-3	主要地方道鳥取鹿野倉吉線	県	県	急に歩道がなくなり、狭い通行帯を通る。歩道の設置	県土整備	~H33	高住良田間(2.2Km)の改良計画と併せて整備する
17	19	湖南学園小	28-1	農道(六反田地内)	市	市	路面がひび割れて危険なため、路面の舗装整備	市農村整備課	H28	アスファルト舗装で対応する
18	20	湖山小	28-1	県道湖山停車場布勢線	県	県・警察	駅前横断歩道がなく危険なため、横断歩道の設置	警察	H29	横断歩道の設置を検討する
	県土整備							H28	横断歩道設置に伴い、植栽撤去等、歩道の改良を検討する	
19	22	"	28-2	市道大学通り	市	市	保育園への送り朝の通勤者の車で混雑・危険	学校	H28	通学路の見直しを行うか、見守り強化を図るのか学校において検討を行う
20	23	"	28-4	市道大学通り	市	市	歩道がなく路肩が狭い。自転車と接触の可能性があり危険	学校	H28	歩道設置が困難なため、通学指導の徹底を図る
21	24	末恒小	28-1	市道伏野1号線	市	市	道路へグリーン表示、通学路表示マーク。歩行注意の標識設置	市道路課	H29	減速標示の検討及び外側線を両側に設置(車道幅員は3.0m確保する)
22	25	湖山西小	28-1	国道9号線	国	国	歩道の拡張と自転車・歩行者分離用のラインを引く	国土交通省	H28	要望区間のうち半分については、分離用のラインを引く。残りの区間については、植栽撤去も併せて検討する
23	26	"	28-2	市道湖山西23号線	市	市・警察	止まれ標識・道路ペイント、飛び出し危険立札、カーブミラー設置	市道路課	H29	指導線を引く
24	27	"	28-3	市道湖山西23号線	市	市・警察	止まれ標識・道路ペイント、飛び出し危険立札、カーブミラー設置	市道路課	H29	指導線を引く(2ヶ所)
25	28	"	28-4	市道湖山西23号線	市	市・警察	止まれ標識・道路ペイント、飛び出し危険立札、カーブミラー設置	市道路課	H29	指導線を引く(1ヶ所)
26	29	"	28-5	市道湖山北11号線	市	市・警察	「止まれ」「30」(2カ所)の道路ペイント、制限速度30kmにする	警察	H29	30キロ規制を検討する
	市道路課							H28	指導線を引く(1ヶ所)	

点検箇所数	必要対策数	学校名	地図番号	道路名	道路管理者	対策実施者(見込)	対策要望	対策者	実施時期(年度)	対策内容
27	31	福部未来学園小	28-1	県道池谷福部停車場線	県	県	カーブの見通しが悪く、カーブミラー等の設置	県土整備	H28	路側帯の白線を引き直す(カーブミラーについては設置不可)
28	32	西郷小	28-1	市道中井中央線	市	市	歩道の整備またはガードレール等の設置	市河原産建	H28	歩道縁石部分にガードパイプを設置することを検討(歩道整備及びガードレール設置は困難)
29	33	"	28-2	市道牛戸線	市	市	歩道が途中で途切れ危険。学校正門までの歩道の設置	市河原産建	H28	児童が歩道として使用する路肩部分にグリーンベルトを設置することを検討(歩道設置は困難)
30	34	"	28-3	県道本鹿高福線	県	県	歩道または水路に落ちないようにガードレールの設置	県土整備	H29	路肩部分を歩道として利用できるよう草刈りの実施及びH29年度に道路調査を実施し道路拡張等を検討する
31	35	用瀬小	28-1	国道53号線	国	国	車の通行量が多く児童の歩行が危険。ガードレール設置	国交省	H28～	ガードレール設置を検討
32	36	"	28-2	国道53号線	国	国	車の通行量が多く児童の歩行が危険。ガードレール設置	国交省	H28～	ガードレール設置を検討
33	37	"	28-4	県道加茂用瀬線	県	県	踏切遮断機手前に減速看板設置	県土整備	H28	速度抑制のための路面標示を実施
	学校							H28	児童の待機場所を現在の箇所から正規のバス停で待機することを検討	
34	39	佐治小	28-1	国道482号	県	県	路側帯横の側溝に蓋の設置	県土整備	H28	蓋の設置を検討する
35	40	"	28-2	県道小河内加茂線	県	県・警察	交差点に横断歩道の設置	学校	H28	通学路変更(国道482号線沿いの横断歩道を利用する)
36	41	宝木小	28-1	県道宝木停車場上光線	県	県	横断歩道がカーブの近くにあり見通しが悪く、危険	県土整備	H29～H31	横断歩道からの見通しがよくなるよう道路改良を実施
37	42	浜村小	28-1	県道八束水勝見線	県	県	県道鷲峰気高線と県道八束水勝見線の交差する所までの道路拡幅(歩道延長)	県土整備	未定	要望箇所の歩道延長を実施(但し地権者の意向もあるので対策可能かどうかは次年度以降の判断となる)
38	43	国府中	28-1	主要地方道鳥取・国府・岩美線と市道奥谷国分寺線との交差点(宮ノ下地内)	県	県・警察	感應式信号機の設置	警察	H29	信号機の設置を検討
39	44	千代南中	28-1	市道別府美成線	市	市・警察	スピード制限及び進入禁止規制を守らず進入する車の対策	警察	H28	当面は佐治側からの進入の街頭活動の強化を実施
40	45	"	28-2	市道別府美成護岸線	市	市・警察	見通しの確保及びスピード制限	用瀬産建	H28	道路山側の木・枝の剪定及び速度抑制の注意喚起看板の設置
41	46	"	28-3	国道53号線	国	国	車の通行量が多く児童の歩行が危険。ガードレール設置	国交省	H28～	ガードレール設置を検討
42	47	気高中	28-1	市道日光浜村線	市	市	現在の側溝に蓋をして、少しでも広く道路を改善	西工事事務所	H28～H32	H28年度から蓋付側溝とする「側溝整備事業」に着手する(H28、29年度測量設計、H29年度以降に工事を実施)

定例教育委員会報告資料	
平成28年12月27日	
担当課	生涯学習・スポーツ課
電話（内線）	20-3371（5141）

鳥取市民体育館再整備の検討状況について

鳥取市民体育館は、建築から40年以上が経過し耐震性が低く老朽化が進んでいることから、平成27年度に利用者や学識経験者等から構成される「市民体育館等あり方検討委員会」を設立し、今後の市民体育館のあり方について検討を行ってきました。

平成28年6月28日、委員会より『市民体育館再整備の方針に係る提言書』が提出されたことを受け、直ちに市公式ホームページに提言書を公開するとともに6月30日から8月31日にかけて市民の皆様から意見を募集しました。

さらに、提言書の「整備手法に民間活力導入を積極的に検討すべき」という考えや市民の皆様からも「民間活力の導入を求める」とのご意見を受けて、民間活力導入による「事業成立の可否」について検討するため、民間事業者の皆様と直接対話による意見交換を行うこととしました。

平成28年10月17日から11月30日まで本事業の実施主体となる意向を有する事業者の募集を行い、12月6日から民間事業者の皆様と直接対話による意見交換会を開始しましたので報告します。

記

- 1 意見交換会参加者
 - 4 事業者

- 2 今後の予定
 - 平成29年1月 鳥取市民体育館再整備の検討に係る意見交換会結果概要を市公式ホームページで公表
 - 平成29年2月 市民体育館再整備方針について基本計画の協議・検討
 - 平成29年3月 鳥取市の整備方針の決定、基本計画の策定